

# 【現行】4月2日生まれの児童に対する年齢区分(クラス編制)の取扱い

「年齢計算に関する法律」…年齢は出生の日よりこれを起算し、起算日に応答する日の前日をもって満了する  
 → 誕生日の前日に年齢が加算されることになっている

## 【(例)4歳の誕生日を迎える児童の場合のクラス編制】

### ○ 保育所運営費に係る交付要綱に基づくクラス編制

【4/1から保育所に入所する場合】

- 4/1において、4歳に達していなければ3歳児
- 4/1において、4歳に達していれば4歳児

### ○ 学校教育法に基づくクラス編制

【4/1から幼稚園に入園する場合】

- 満4歳に達した日の翌日以後に、学年の初めである4/1を迎える場合は4歳児クラス
- 満4歳に達した日の翌日より前に、学年の初めである4/1を迎える場合は3歳児クラス

